

## 医療機関の相続について その5

今月は納税資金の対策。

どのように納税資金を賄うのかを大きく分けると3つあります。

- ①相続人の持つ財産
- ②被相続人から受けた財産
- ③医療法人の財産

①については、生前に病医院を承継し、個人であれば事業所得を、医療法人であれば役員報酬をご子息に移転させることで相続税は捻出できます。

②については、様々な財産が考えられます。例えば現金預金・有価証券（上場株）・不動産・農地・生命保険などが考えられます。

これらの内、お金に換金し易いものが納税資金として利用されます。税制上のポイントは、配偶者の財産を2分の1までは相続税が掛からない事、生命保険の非課税枠の利用（平成23年度の税制改正で一部変更がありますが）です。

③については、被相続人の功績を踏まえて退職金を受給する方法です。

**退職時の月額報酬 × 勤務年数 × 功績倍率**

よく保険を提案する際に出てくる内容ですが、税制上も後押しされているのです。

10月のレポートでも書いたのですが、お父様に多額の生命保険を掛けていて受領された先生が自身の相続税を懸念されていましたが、実際に必要な生命保険金を算定した結果、思いもよらない少額な金額で済みました。

推定相続はしておいた方が良いと思います。

## 医療機関の労基法違反

### 是正勧告 1216 件に

全国の労働基準監督署が2009年4月から10年3月までの1年間に労働基準法違反などで是正勧告を行った病院・診療所など医療保険業の事業場数は1216件に上がったことが、明らかになった。労基署が定期監督を実施した医療保険業の事業場数1475件に占める割合が82.4%で、全業種平均の65.0%に比べて高く、業種別では映画・演劇業の84.4%に続いたことに対し、「全業種と比べても平均で高い」との認識を厚生労働省労働基準監督課が示した。

労基署は、労働者からの申告に基づく監督のほか、各労基署に寄せられた情報や投書に基づいて定期監督を行っている。監督課がまとめた医療保険業に関する定期監督の実施状況・法違反状況によると、労基法違反では労働時間が781件でもっとも多く、次いで時間外労働などに対する割増賃金が540件、就業規則が390件、36協定の締結を含む労働条件の明示が295件、賃金未払いが72件あった。前年度の08年度に定期監督を実施した医療保険の事業場1386件のうち、労基法などの違反については是正勧告を受けた事業場は1142件で、09年度と同率の82.4%だった。労基法等の対象となる医療保険事業所は06年現在で約18万ヶ所ある。

一方で、監督課は10月に、09年度の賃金不払い残業の是正指導状況について結果をまとめた。残業に対する割増賃金が不払いになっているとして09年度中に労基署から是正指導を受け、100万円以上の割増賃金を支払った企業は全国で1221件あった。うち病院・診療所などの医療保険業と社会福祉施設などの保険衛生業からなら「保険衛生業全体」は103企業で、対象労働者1万2003人に不払い分の14億682万円が支払われた。是正指導を受けて1000万以上の割増賃金を支払った保険衛生業は17企業あった。

Medical News 2011.1.5号

税理士法人CFTパートナーズ

株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346